

令和4年度定期監査及び決算審査の意見等に基づく取組状況

- 1 照会日 令和5年12月19日(火)
- 2 照会対象 令和4年度定期監査結果及び意見
令和4年度決算審査意見書
- 3 照会の方法 対象期間内において実施した定期監査及び決算審査の意見等に基づき講じた取組の状況について、対象所管長に対して文書により回答を求めた。
- 4 取組状況 別紙「取組状況回答書」のとおり

取組状況回答書

対象部署	管財課
監査の種類	決算審査、定期監査（4月期）
実施日	令和5年8月7日、令和5年4月25日
意見等	①入札不調後の再入札や随意契約は事務の遅れに繋がる。不調が起きた際には、発注した原課内で原因を把握するとともに、積算方法が適切であったかを含め説明ができるよう指導をお願いしたい。
取組状況	市の設計額と入札額に大きな乖離がある場合は、発注課に原因を調査するよう、改めて指示した。発注課は、その結果を管財課に報告するとともに、結果を踏まえ以降の設計積算を行い、管財課は報告結果を考慮し、入札を行っている。
意見等	②契約事務は特に大きなリスクを抱える業務である。官製談合事件を受けて現在実施している防止策に加え、市民の信頼を得るためにも、リスク管理を踏まえた体制の見直しを検討いただきたい。
取組状況	入札や契約に関する不正な働きかけがあった場合の対応方法や手順について記載した官製談合防止マニュアルを作成した。また、令和5年11月16日に公正取引委員会から講師を招き、職員向け官製談合再発防止研修を実施した。今後は毎年1月開催の職員向け契約事務説明会において、作成した官製談合防止マニュアルを活用して、職員研修を実施する。加えて、加東市競争入札等の執行に関する規程を改正し、賄賂や談合などの不正行為に対する指名停止期間を延長した。

取組状況回答書

対象部署	高齢介護課
監査の種類	決算審査
実施日	令和5年7月28日
意見等	①加東シニアクラブ連合会の収入支出決算書の支出の部において、次年度繰越金が補助対象事業以外の経費の中に含まれてしまっているの で、今後様式を修正することを求める。
取組状況	事務局である社会福祉協議会に上記のご意見を報告しました。 決算書については、今年度の実績報告時に向けて様式の修正を準備 中です。

取組状況回答書

対象部署	土木課
監査の種類	決算審査
実施日	令和5年7月31日
意見等	①道路ストック総点検修繕計画は平成26年から15年間の修繕計画であり、計画自体の見直しを検討していると説明があった。日々変化する道路状況に対応するため、中期的な期間での策定が望ましい。
取組状況	<p>増加傾向にある管理費に対し、限りある予算の中で効率的・効果的な修繕を行い、管理費の平準化を図るため、「舗装修繕計画」は、策定から10年が経過する令和6年度に路面の性状調査や日常管理の記録に基づいて既計画の見直しを行います。</p> <p>また、「道路法面・土木構造物修繕計画」については、令和7年度に調査及び既存計画の見直しを行います。</p> <p>今後は、5年を目途に計画の見直しを行う予定です。</p>

取組状況回答書

対象部署	福田小学校、三草小学校
監査の種類	定期監査（11月期）
実施日	令和4年11月25日
意見等	①現行の備品台帳は、同時に複数購入した物を1行にまとめて管理しているため、その一部を廃棄する場合の管理が困難である。本来備品台帳は、備品を廃棄することを前提として、例えば同じ物品でも枝番を付すなど、個別に管理できる体制が必要である。今後、小中一貫校の開校に向けて備品台帳の記載方法を検討していただきたい。
取組状況	小中一貫校開校に向け備品整理を行うにあたり備品の再整理及び備品シール貼付けの徹底と、今後購入する備品については複数同時に購入するものには枝番も付し、備品の移動、廃棄等が把握しやすい台帳整理を進めています。

取組状況回答書

対象部署	生涯学習課
監査の種類	決算審査、定期監査（5月期）
実施日	令和5年8月1日、令和5年5月25日
意見等	①加東市地域交流センターの利用内容が、営業目的での使用が可能であった滝野文化会館と比較してどのように変化しているか、分析していただきたい。
取組状況	加東市地域交流センターは、現在、施設の長寿命化改修を行っており、施設が利用できない期間が生じています。工事期間中は利用者数などの単純比較は難しいが、利用実態を分析し、施設の利用率向上のため取り組んでまいります。
意見等	②指定管理施設について、昨年度と比較して利用件数・使用料ともに増加傾向にあることに伴い、必要経費の増加も予想されるため、利用状況を踏まえて指定管理に係る委託料を適正に算定していただきたい。
取組状況	当初設定の指定管理料の額については、当該年度における管理運営に要した経費に増減があっても変更しない。ただし、管理物件に係る50万円以上の修繕費、光熱水費等の急激な高騰などが生じた場合は、指定管理者と協議の上、指定管理料の額を増額します。

取組状況回答書

対象部署	病院事業部
監査の種類	決算審査
実施日	令和5年6月30日
意見等	<p>①1件40万円以上の賃貸借契約のうち、随意契約5号理由（緊急の必要による契約）による長期継続契約が14件あった。</p> <p>長期継続契約を随意契約5号理由で行うことの妥当性についてよく検討いただきたい。</p>
取組状況	<p>医療機器の故障に伴い、早急に調達しなければ治療等に支障を来すことから、随意契約によるリース契約（長期継続契約）を行ったものである。</p> <p>物品調達の基本は入札であることを踏まえ、機器の使用可能期間を見極めながら、適切な調達に努めていく。</p>
意見等	<p>②医療機器等の故障に伴い随意契約をする場合と、保守期間満了に伴い入札する場合とを比較検討し、財務上より効果的な契約をしていただきたい。</p>
取組状況	<p>医療機器等の保守期間が満了した場合であっても、当該医療機器等の機能が維持できる場合は、継続して使用している。</p> <p>今後も使用可能期間を見極めながら、適切な管理に努めていく。</p>